

○自動車の保管場所証明等事務取扱要綱の制定について

令和8年3月17日

道本交規第4521号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
自動車の保管場所証明等については、これまで「自動車の保管場所証明等事務取扱要綱の制定について」（令7. 3. 24道本交規第4428号。以下「旧通達」という。）により行ってきたところであるが、この度、保管場所証明等に係る申請書等の様式が全国統一化されたことから、旧通達に規定する様式を見直し、新たに別添のとおり「自動車の保管場所証明等事務取扱要綱」を定め、令和8年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

自動車の保管場所証明等事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「令」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）及び北海道公安委員会手数料条例（平成12年道条例第30号。以下「手数料条例」という。）に基づき、警察署長（以下「署長」という。）が行う自動車の保管場所証明、保管場所の届出の受理等（以下「保管場所証明等」という。）に係る事務を適正かつ効率的に行うため、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義等

- 1 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項の定めるところによる。
 - (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条第2項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）をいう。
 - (2) 保有者 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第3項に規定する保有者をいい、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。
 - (3) 自動車の管理責任者 自動車の保有者から当該自動車について一定期間継続して管理を委託され、その運行に関して責任を有する者をいう。
 - (4) 保管場所 車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいう。

なお、この場合の「通常」とは、令第1条各号の全ての要件を備えたもので、自動車を運行する根拠地としての性格及び使用の反復、継続性を有するものであることをいう。
 - (5) 使用の本拠の位置 原則として、自動車の保有者又は自動車の管理責任者の所在地をいい、通常、保有者が自然人の場合はその住所又は居所、法人の場合はその事務所の所在地をいう。
 - (6) OSSシステム 都道府県警察、地方運輸局運輸支局、都道府県税事務所及び車両法第7条第4項に規定する登録情報処理機関がそれぞれ管理する個別のシステムを連結して構築され、自動車を保有するために必要な手続並びに税及び手数料の納付を電気通信回線によって一括して行うことができる自動車保有関係手続のワンストップサービスを行うシステムをいう。
 - (7) 保管場所システム OSSシステムに連結するOSS警察共同利用型システムに接続するため整備した自動車保管場所証明システムをいう。
 - (8) 保管場所証明通知 自動車の保管場所として申請された場所が、当該自動車の保管場所として確保されていることを証明する旨をOSSシステムを用いて署長から当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局運輸支局長に行われる通知をいう。
 - (9) OSS申請 保有者が、OSSシステムを用いて署長に対して保管場所証明通知を行うことを求める手続をいう。

2 保管場所証明等の対象自動車は、次に定めるところによる。

(1) 保管場所証明の対象自動車

次の処分を受けようとする自動車（運送事業用自動車を除く。以下同じ。）で、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「令」という。）附則第2項第1号に規定する地域に使用の本拠の位置があるもの

- (ア) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第4条に規定する新規登録
- (イ) 車両法第12条に規定する変更登録（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。）
- (ウ) 車両法第13条に規定する移転登録（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。）

(2) 保管場所届出の対象自動車

ア 新規に運行の用に供しようとする軽自動車（運送事業用自動車を除く。以下同じ。）で、令附則第2項第2号に規定する地域（以下「軽自動車適用地域」という。）に使用の本拠の位置があるもの

イ 軽自動車適用地域以外の地域から軽自動車適用地域に使用の本拠の位置を変更した軽自動車で、保管場所の位置を変更したもの

ウ 軽自動車適用地域となった時に、現に当該地域に使用の本拠の位置を有している軽自動車で、当該地域が軽自動車適用地域となった日以後に所有者の変更があった場合の新所有者が軽自動車適用地域に使用の本拠の位置を有しているもの

エ 運送事業用自動車である自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の当該自動車、使用の本拠の位置を変更せず、引き続き運行の用に供するもの

(3) 保管場所変更届出の対象自動車

(1)又は(2)の事項に該当する自動車、使用の本拠の位置を変更せず、保管場所の位置を変更したもの

第3 保管場所証明申請等の必要書類

保管場所証明申請及び保管場所届出の種別ごとの必要な書類は、次表のとおりとする。

なお、関係書類の右上に記載の別添番号は削除し使用すること。

種別	関係書類	
	申請書又は届出書	添付書類
保管場所証明申請	自動車保管場所証明申請書（別添1） 2通	(1) 保管場所使用権限疎明書面（自認書）（別添3）、保管場所使用承諾証明書（別添4）その他保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面 (2) 保管場所の所在図・配置図（別添5）
保管場所届出	自動車保管場所届出書（新規・変更）（別添2） 1通	

第4 保管場所証明等の事務の取扱警察署

保管場所証明等の事務の取扱いは、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署において行うものとする。ただし、次表の地域については、当該警察署の駐在所において取り扱うことができる。

地域	警察署	駐在所
奥尻郡奥尻町	江差警察署	奥尻駐在所
利尻郡利尻町	稚内警察署	杓形駐在所
利尻郡利尻富士町		鷲泊駐在所
礼文郡礼文町		香深駐在所
苫前郡羽幌町大字焼尻	羽幌警察署	焼尻駐在所
苫前郡羽幌町大字天売		天売駐在所

第5 事務処理期間

保管場所証明に係る事務処理に要する標準処理期間は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定に基づく北海道行政手続条例（平成7年道条例第19号）の定めるところによる。

第6 保管場所証明（OSS申請に係るものを除く。）の事務処理要領

1 保管場所証明申請の受理

保管場所証明申請に係る書類の受理は、自動車保管場所証明申請書、添付書類等の記載内容及び保管場所としての適合性の点検を行い、その申請内容に不備がないことを確認すること。

2 保管場所データ入力事務

保管場所証明に関する事務処理に当たっては、保管場所システムにより処理するものとし、警察本部長は、保管場所システムへのデータ入力及び付随する事務を法人に委託することができる。

3 手数料の徴収

(1) 保管場所証明申請

保管場所証明書交付等申請手数料は、申請時に提出を受けた自動車保管場所証明申請書の備考記載部分、余白部分等に手数料条例で定める額の北海道収入証紙（以下「収入証紙」という。）を貼付させること。

(2) 収入証紙の消印

収入証紙の消印は、別に定めるところにより行うこと。

4 保管場所の現地調査

(1) 現地調査

保管場所証明申請を受理したときは、申請に係る保管場所の現地調査を行うこと。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、現地調査を省略することができる。

- (ア) 国又は地方公共団体の申請に係るもの
- (イ) 国又は地方公共団体の発行する保管場所使用承諾証明書が添付され、かつ、当該保管場所の確保が確実であると認められるもの
- (ウ) 「一時輸入自動車」で、一般社団法人日本自動車連盟の認証を受け、かつ、保管場所の確認書面が添付された申請に係るもの
- (エ) 災害その他の事情により現地調査の実施が困難又は不要と認められる申請に係るもの（警察本部との調整を終えたものに限る。）

(2) 現地調査の委託

警察本部長は、現地調査の事務を法人に委託することができる。

委託する場合において、現地調査は、原則として委託された調査員が行うこととし、次に掲げる事項に該当するときは、警察職員による調査を行うこと。

(ア) 現地調査業務委託先から保管場所が「不相当」とであると報告を受けたもの

(イ) 申請内容等から警察職員による調査が必要と署長が認めたもの

5 保管場所の適否判断基準

保管場所の適否判断基準は、令第1条各号に規定する保管場所の要件による。

6 自動車保管場所証明書の交付

保管場所を確保していると認めるときは、自動車保管場所証明書を交付すること。

なお、自動車保管場所証明書交付後の訂正は認めないものとする。

7 再交付申請の受理

交付した自動車保管場所証明書の盗難、遺失、汚損等により自動車保管場所証明書を再交付する必要があると認めるときは、再交付申請を受理すること。

第7 保管場所の届出の事務処理要領

1 保管場所届出の受理

保管場所届出の受理は、第6の1に準じて行うこと。

2 保管場所届出の不受理

軽自動車の届出に係る使用の本拠の位置が軽自動車適用地域以外のときは、保管場所届出を受理しないこと。

第8 OSS申請に係る保管場所証明の事務処理要領

1 OSS申請の受付

OSS申請に係る受付は、自動車保管場所証明申請書及び添付書類を出力して確認すること。この場合において、不備があるときは、保管場所システムに指導事項を入力して補正を求めるものとする。

2 手数料の徴収に係る事務

OSS申請の手数料に係る事務は、警察本部交通規制課において処理するものとし、当該課は納付情報を警察本部会計課に送付すること。

3 保管場所の現地調査

保管場所の現地調査は、第6の4の事項により行うこと。

4 保管場所の適否判断基準

保管場所の適否判断基準は、第6の5の事項に同じとする。

5 保管場所証明通知の実施

保管場所を確保していると認めるときは、保管場所証明通知を行うこと。

第9 細部事項

この要綱に定めるもののほか、保管場所証明等に関し必要な細部事項については、別に定める。

※ 別添は省略